

東弁28人第206号

2016年8月24日

府中刑務所

所長 東小菌 誠 殿

東京弁護士会

会長 小林 元 治

勸告書

当会は、申立人S氏の申立を受け、貴所に対し、下記のとおり勸告する。

記

第一 勸告の趣旨

貴所が、貴所の被収容者であり性同一性障がいを有する申立人に対して、その申出にもかかわらず、法律上の性別変更に必要な医師の診断書の作成のための措置を怠ったことは、申立人の人権を侵害するものである。

よって、今後、同様の人権侵害を生じさせないように、性同一性障がいについて十分に理解を深めるとともに、性同一性障がいを有する被収容者が、性別変更に必要な医師の診断書の作成を申出たときは、これに応じて医師の診察等必要な措置を行うよう勸告する。

第二 勸告の理由

1 申立人について

(1) 申立人の生活歴

申立人の生活歴等については、別紙「申立人にかかる事項年表」のとおり認定した。

(2) 申立人の性同一障がいの該当性

「性同一性障がいに関する診断と治療のガイドライン（第4版）」によれ

ば、性同一性障がいであることの確定診断は、2人の精神科医が一致して性同一性障がいと診断することを要するとされている。

申立人の場合、平成4年頃から豊胸手術やホルモン治療を受けており、平成6年頃には性同一性障がいにより精神科に通院している。また、平成11年から平成12年にかけて、W形成クリニックにて陰嚢切断、膣造成、豊胸の各手術を行っていることが認められる。

もっとも、「性同一性障がいに関する診断と治療のガイドライン(第1版)」が公表されたのは平成9年5月28日であることから、それ以前の治療において、同ガイドラインに示す手順にしたがった診断を行っているものとは考えがたい。また、W形成クリニックにおいて、陰嚢切断、膣造成、豊胸の各手術を行うにあたり、同ガイドラインにしたがって2人の精神科医が一致して性同一性障がいと診断したかについては疑問がないとはいえない。そのため、申立人については、同ガイドラインに従った場合、形式的には性同一性障がいであることの確定診断には至っていないという余地がある。

しかしながら、同ガイドラインで確定診断を厳密に行う理由は、その後に身体への侵襲性の高い治療を行う前提であるためと考えられるところであり、刑事施設における処遇上の配慮を求めるにあたっては、必ずしも同ガイドラインに従った確定診断を得る必要までではないものと解される。申立人に関していえば、戸籍上及び生物学上の性は男性であるものの内心において女性であるとの確信を有していると認められること、平成20年に名の変更許可決定により名を「T」から「A」に変更していること、性別適合手術により陰茎及び精巣を除去し豊胸手術を受けていることが認められるから、刑事施設における処遇上の配慮を求める前提としては、性同一性障がいを有する者として扱うのが相当である。

2 性同一性障がいを有する者の権利の憲法上の位置づけと制約可能性

M t F（女性としての性自認を有する性同一性障がい者）の者は、身体的性別が男性であるのに対し、内心の性自認が女性であり、かかる性自認は自己の意思において変更不能なものである。

このため、M t Fの者が収容施設において男性として処遇される場合、その内心は、男性として処遇される女性被収容者と何ら変わるところはない。即ち、女性が、男性として処遇された場合には、直接的な性被害の対象とされる危険及び不安を招来させ、異性の刑務官の前での脱衣や入浴を強いられることによる性的羞恥心を感じさせるとともにプライバシーを侵害し、また、着衣や頭髪等を男性の規律に従って強制されることは女性としての個人のあり方自体を否定されるに等しい。M t Fの者が男性として処遇された場合に、その者に生ずる精神的苦痛も同程度に深刻なものであり、そのような精神的苦痛を伴う状態は、個人として尊重されている状態ということとはできない。

そして、M t Fの者は、性自認を自らの意思で変更することができず、したがって自らの意思でその精神的苦痛を回避することができないのであるから、その苦痛の除去ないし緩和のためには、処遇を性自認に沿った取り扱いとするほかない。

そのため、M t Fの者が性自認に沿った取り扱いを求める権利は、上記の精神的苦痛をもたらす状況を緩和するための具体的権利として、憲法13条の個人の尊厳から導かれる人権として認められるべきである。

勿論、性自認に沿った取り扱いを求める権利が憲法上保障されているとしても、刑事収容施設においては、他の被収容者の権利との調整や、拘禁目的の理由から、一定の制約はあり得る。しかしながら、性自認に沿わない取扱いをされた場合の精神的苦痛が上記のとおり深刻なものであることに鑑みれば、制約は、性自認の尊重を考慮してもやむを得ない最小限度のものに限定されなければならない。

3 人権侵害性に関する判断

ア 申立人は平成17年3月から平成21年1月まで相手方に収容されていたところ、申立人が戸籍上の性の変更申立のための診断書の作成を求めたが、相手方がこれに応じなかったことについては、争いがない。

イ 性同一性障がい等を有する被収容者の処遇指針について（通知）（平成23年6月1日）によると、法務省は「性同一性障がいの診断は、診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の診断に基づき行うこととされているため、刑事施設内において当該診断を実施することは、医師の確保等の観点から対応困難であり、また、診断を実施しないとしても収容生活上直ちに回復困難な損害が生じるものとも考えられないこと、さらに、拘禁中という極めて特殊な環境において実施することは、相当でないとも考えられることから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条に基づき国の責務として行うべき医療上の措置の範囲外にあると認められる」としている。

確かに、診断にあたっては、高度に専門的な判断を必要とする。特に、「服装倒錯的フェティシズム」「自己女性化性愛」「同性愛」「統合失調症」「職業上の事情」などとの区別をするため、診断は、性同一性障がいに十分な理解を持つ精神科医師が中心になって、医療チームを結成して行うこととされ、ガイドラインには、「医療チームの構成については、性同一性障がいの診断と治療に理解と関心があり、十分な知識と経験をもった精神科医、形成外科医、泌尿器科医、産婦人科医などによって構成される。必要に応じて内分泌専門医、小児科医などが加わることが望ましい」「性同一性障がいは、社会生活のあらゆる側面に深く関わる問題であることから、医療チームには、上記診療科医師の他に、心理関係の専門家、ソーシャルワーカーなどの参加が望ましい」、判別にあたっては、「詳細な養育歴・生活史・性行動歴について聴取する。日常生活の状況、たとえば、服装、人間関係、職業歴などを詳

細に聴取し、現在のジェンダー・アイデンティティのあり方、性役割の状況などを明らかにする。また必要に応じて、当事者の同意を得た範囲内で、家族あるいは当事者と親しい関係にある人たちから症状の経過、生活態度、人格に関わる情報、家族関係ならびにその環境などに関する情報を聴取する。そのうえで、ジェンダー・アイデンティティについて総合的多面的に検討を加える」などとする『性同一性障がいに関する診断と治療のガイドライン(第3版)』（日本精神神経学会 性同一性障がいに関する委員会）。

ウ 人が、内心に合致した性として法的に尊重されることは、人格の根源にかかわる重要な権利であり、憲法13条の人格権の尊重、幸福追求権の1つとして保護されるべきである。わが国では、性同一性障がい者の性別の取扱いの特例に関する法律により、戸籍上の性別を変更するためには、2名以上の医師の診断書が必要だとしている。受刑者故に、これを妨げられることがあってはならない。そして、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法56条が医療上の措置は国の責務であるとしているのだから（同法改正前も解釈上同様に考えられていた。）、合理的な理由がない限り、診断書の作成はこれに含まれると考えるべきである。

エ これを前提に検討すると、まず、高度に専門的な判断であるとか、医師の確保などの対応が困難ということは、診断書を作成しない理由にはならない。法務省は、「診断を実施しないとしても収容生活上直ちに回復困難な損害が生じるものとも考えられない」と指摘しているが、回復困難でなければ、損害が生じても構わないということにはならない。性同一性障がいがあっても戸籍上の性の変更をしていない者について、処遇上一定の配慮をするようになったとはいえ、未だ、原則として戸籍上の性の人格と判断され、多くの処遇上の不自由があることは明らかである。

さらに、法務省は、「拘禁中という極めて特殊な環境において実施することは、相当でないとも考えられる」とも述べるが、むしろ、拘禁中だからこ

そ、一般社会内と異なり、施設そのものの区別を初めとして、あらゆる生活面において、男女別に処遇が行われていることから、被拘禁者であるからこそ、日常生活における不自由、屈辱感等が顕著となり、法的な性別変更の必要性が大きく意識されることが推測される。

以上の事情からすると、収容予定期間が短いため、2通の診断書作成のために通常予想される期間経過時にはすでに収容されていないことが明らかで、診断書作成のための事務が無駄になるなどの例外的な事由がないかぎり、刑事施設側に性同一性障がいの診断書を作成する義務があるというべきである。

申立人については、このような特別な事情はないため、施設側に診断書を作成しなくて良いといった例外的な事例にはあたらない。

よって、貴所の対応は、申立人の人権を侵害したものであり、標記のとおり勧告する次第である。

以上